

公 告

令和8年度北川村脱炭素先行地域事業等推進支援業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式により行う。

令和8年6月26日

北川村長 上村 誠

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度北川村脱炭素先行地域事業等推進支援業務

(2) 業務内容

北川村版脱炭素事業の支援に係る以下の業務の委託

- ①北川村版脱炭素事業に係る設備導入支援
- ②事業計画の変更に係る支援
- ③村内外への情報発信支援
- ④北川村カーボンニュートラル推進委員会の開催支援

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たした者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、北川村が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結の日までに、北川村から、「北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

3 実施要領等を示す場所等

- (1) 実施要領等の交付場所及び問い合わせ先
〒781-6441
安芸郡北川村野友甲 1530 番地
北川村役場 総務課
電話番号 0887-32-1212
- (2) 実施要領の交付方法
令和8年6月26日(金)午前9時から7月7日(火)午後5時までの間に北川村役場のホームページ(<http://www.kitagawamura.jp/>)で交付する。
- (3) 企画提案書類等の提出期限及び場所
令和8年7月8日(水)午後5時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年7月8日(水)午後5時までに(1)の場所に必着すること。

4 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本語通貨
- (2) 手続きにおける交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (5) 詳細は、実施要領による。